

福島ユナイテッドF C後援会 福島支部  
規 約

## 第一章 総 則

### 第1条 (名称)

1. 本会は「福島ユナイテッドF C後援会 福島支部」と称する。

### 第2条 (事務所)

1. 本会は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

### 第3条 (目的)

1. 本会は、福島ユナイテッドF Cの活動を後援し、地域が誇れるプロサッカークラブとなることを応援し、併せて福島ユナイテッドF Cの健全な発展とスポーツの振興、地域の活性化をはかることを目的とする。

### 第4条 (事業)

1. 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
  - (1) 福島ユナイテッドFCの活動に対する物心両面にわたる支援活動事業
  - (2) 福島ユナイテッドFCの活動の広報・宣伝事業
  - (3) 福島ユナイテッドFCのホームタウン活動及び社会連携活動への協力事業
  - (4) 会員相互の親睦を図る事業
  - (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第二章 会員・会費

### 第5条 (会員構成)

1. 本会の会員は、次の会員をもって構成する。
  - (1) 法人会員 (会の趣旨に賛同し、活動する団体及び企業)
  - (2) 個人会員 (会の趣旨に賛同し、活動する個人)

### 第6条 (加入)

1. 本会に加入を希望するものは、所定の申込手続きにより申し込むものとする。

### 第7条 (会費)

1. 会費は、毎年所定の納期までに会費を納入しなければならない。
2. 会費は、法人会員は年額1口1万円。個人会員は年額1口2千円とする。ただし、複数口の加入を妨げない。

### 第8条 (脱退)

1. 会員はあらかじめ本会に通知し脱退することができる。ただし、脱退時の会費の返還は行わない。

### 第9条 (除名)

1. 本会は次の各号の1つに該当する会員を総会の決議によって除名することができる。
  - (1) 1年以上にわたって会費の納入を怠ったもの。
  - (2) 本会の体面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行ったもの。

## 第三章 役 員

### 第10条 (役員および部会長)

1. 本会に次の役員を置く。
  - (1) 代表理事 1名
  - (2) 副代表理事 若干名
  - (3) 支部長 1名
  - (4) 副支部長 若干名（任意に選出できる）
  - (5) 幹事長 1名
  - (6) 副幹事長 若干名（任意に選出できる）
  - (7) 事務局長 1名
  - (8) 会計監事 2名（事務局長と兼務することができる）
  - (9) 部会長 若干名
2. 本会に次の部会長を置く。
  - (1) 賑わい創出部会長
  - (2) 広報部会長
  - (3) クラブパートナー部会長
  - (4) ファンクラブ部会長
  - (5) その他必要な部会長

#### 第11条（役員を選出）

1. 役員は、総会の決議によって、会員の中から選出する。

#### 第12条（役員の仕事）

1. 代表理事は、役員会を構成し会務を処理する。副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときはその職務を代行する。
2. 支部長は、事業および会務を処理する。副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 幹事長は、各部会を構成し会務を処理する。副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。
4. 事務局長は、事業および会計を処理する。
5. 会計監事は、会計および会務を監査する。
6. 部会長は、各部の事業および会務を処理する。

#### 第13条（役員の任期）

1. 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第四章 総会及び役員会

#### 第14条（総会）

1. 総会は会員をもって構成する。
2. 代表理事が招集する。
3. 総会の議長は代表理事がその任にあたる。
4. 総会は会員数の二分の一以上の出席（委任状含む）により成立し、その議決は出席者の過半数をもって議決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

#### 第15条（総会の決議事項）

1. 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。
  - (1) 規約の変更
  - (2) 役員の変更
  - (3) 事業計画、予算及び決算の承認
  - (4) 会費の金額および払い込み方法

#### 第16条（役員会）

1. 本会に役員会を置く。
2. 役員会は代表理事、副代表理事、支部長、副支部長、幹事長、副幹事長、事務局長、会計監事、部会長で構成する。
3. 代表理事が必要であると認めた時に招集して議長となる。

### 第五章 顧問

#### 第17条（顧問）

1. 本会に顧問を置くことができる。顧問は、代表理事が委嘱する。
2. 顧問は、代表理事の諮問に応じ会議に出席し意見を述べることができる。
3. 顧問は本会の重要事項について、代表理事の諮問に応じるものとする。また、役員会の求めに応じ、意見を述べるすることができる。

### 第六章 事務局

#### 第18条（事務局）

1. 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
2. 事務局に関して必要な事項は役員会において別に定める。

### 第七章 会計

#### 第19条（事業年度）

1. 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。  
ただし、設立初年度については規定にかかわらず設立日より3月31日までとする。

#### 第20条（会計）

1. 本会の会計は、会費、助成金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

### 附 則

この規約は令和4年 月 日より施行する。